

福島市告示第329号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業を廃止した旨の届け出があったので、次のとおり告示する。

令和7年11月21日

福島市長 木幡 浩

1 申請者 (1)宮城県仙台市青葉区二日町2番6号 丸山ビル301

東日本クリエイト株式会社

(2)福島県福島市冲高字中島14番地の1

社会福祉法人すこやか福祉会

(3)福島県郡山市桑野三丁目12番2号

株式会社コスモファーマ

2 廃止年月日 (1)令和7年9月31日

(2)令和7年9月30日

(3)令和7年7月31日

3. 事業所(別紙の通り)

(別紙)

事業所名	所在地	サービス種別
(1)訪問看護ステーション サクラシア福島	福島市飯坂町平野字上前田5番地の1	介護予防訪問看護 訪問看護
(2)北信デイサービスセンター すこやか指定通所介護事業所	福島市瀬上町字前川原37番地の11	通所介護 通所型サービス(独自)
(3)コスモ調剤薬局野田町店	福島市野田町六丁目5番地の2	居宅管理療養指導